

## 島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第2条に規定する困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた者（以下「支援対象者」という。）への適切かつ円滑な支援を行うことを目的として、関係機関相互の共通理解と連携強化を図るため、島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

なお、ネットワーク会議は、困難女性支援法第15条第1項に規定する支援調整会議及びDV防止法第5条の2第1項に規定する協議会として位置付ける。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、困難女性支援法第15条第2項及びDV防止法第5条の2第3項に規定する業務を行う。

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、代表者会議、実務者会議、困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議（以下「圏域別会議」という。）をもって組織し、各会議の構成員は、困難な問題を抱える女性等の支援に係る関係機関をもって構成する。

### (代表者会議)

第4条 代表者会議では、困難女性支援計画及びDV計画の策定や進行管理、困難な問題を抱える女性への支援に関する県全体の仕組みの確認、関係機関の相互連携の強化、施策の方向性の検討等を行う。

2 代表者会議は、青少年家庭課長が招集し、これを主宰する。

### (実務者会議)

第5条 実務者会議では、支援対象者の実態把握、圏域別会議等における課題の更なる検討等を行う。

2 実務者会議は、青少年家庭課長が招集し、これを主宰する。

### (圏域別会議)

第6条 圏域別会議では、支援対象者への支援を適切かつ円滑に行うため、地域における関係機関の定期的な情報交換を行うことにより関係機関相互の共通理解と連携強化を図るとともに、個別の支援対象者への支援の内容に関する協議を行う。

2 圏域別会議の組織及び運営に関して必要な事項は、女性相談センター所長が別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 第4条から第6条までに掲げる事項を行うために青少年家庭課長又は女性相談センター所長が必要があると認めるときは、ネットワーク会議に構成員以外の出席を求め、情報の提供、意見の開陳等その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 ネットワーク会議の事務に従事する者又は従事していた者は、困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の組織及び運営に関して必要な事項は、青少年家庭課長又は女性相談センター所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行する。